

不利益処分に対する処分基準

(整理番号 : 121406)

平成30年 8 月31日作成

1. 法令名・根拠条項	① 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第17条（随伴用自動車の表示等） ② 国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則 第7条（随伴用自動車の表示等） ③ 自動車運転代行業者が締結すべき損害賠償責任保険契約等の補償限度額及び随伴用自動車の表示事項等の表示方法等を定める告示 第3条（随伴用自動車の表示事項等の表示方法等）
2. 不利益処分の概要	随伴用自動車表示義務違反に係る指示又は注意
3. 処分基準	<p>随伴用自動車には、法（上記1①）第4条の認定を受けて自動車運転代行業を営んでいる旨の表示又は装置を表示し、又は装着しなければならない。</p> <p>したがって、運転代行業務で使用する随伴用自動車に</p> <ul style="list-style-type: none">・ 表示すべき事項を表示していない・ 定められた装置等で装着していない・ 両側面に表示されていない、見えにくい色や位置で表示している・ 表示等されているが規定の文字の大きさを満たしていない <p>等の場合には、違反行為となる。</p>
4. 処分を行う課（所）	地域振興部交通対策課
5. 本庁担当課、担当係	地域振興部交通対策課 交通安全スタッフ